

した。安政五年住職となり、明治二年擬請に任ぜられ、八年近江愛知川寶藏寺に移り、漸く進んで三十一年講師となつた。三十三年五月八日大僧正に補せられ、即日示寂。年八十四。長子了淳は天し、次子了賢は満覺寺に住して講師となつた。

ヒロゴゼン 廣尾御前 加賀藩主第六代前田吉徳の女月姫は、盛岡侯南部信貞に嫁し、廣尾御前と稱せられた。

ビワガイケ 琵琶が池 石川郡長田に在る。百姓の庭にある井戸で、能く眼疾を治するといひ、文政十二年不動堂を傍に建てた。龜尾記に不動池とあるのも是であらう。

ビワガタキ 琵琶ヶ嶺 江沼郡枯淵領に在る。江沼志稿に枯淵から富士嶺に七八町登つた所にあると記する。

ビワコノキセン 琵琶湖の汽船 大聖寺藩が太政官の許可を得て琵琶湖に汽船を浮べたことは、同藩のなした事業中最も見るべきものゝ一つである。藩が之を出願したのは明治元年九月二日で、京都警衛の爲兵員を輸送し、又はその物産を輸出するの利便を計るを目的とし、同月七日許可を得た。因つて藩は大津に於いて建造せんとしたるも良工を得る能はず、止むなく兵庫に至つて縣知事井上俊輔に請ひ、川崎町の官地に工場を構へ、長崎に於いて購入した汽船を用ひ、二年三月三日進水式を擧げて一番丸と稱した。然るに一番丸が琵琶湖を往復するに及び、屢破損して豫期の目的を達することを得なかつたから、同年七月十四日更に二番丸の建造を民部省に願して、九月廿四日許可を得、十月その竣成を見た。一番丸・二番丸共に排水量一四噸、一四

馬力、速力八海里のもので、この建造は藩士石川隴の建議に因り、而して廢藩の後には舊藩士平田敏三の經營に移つた。

ビワツカ 琵琶塚 石川郡南世塚に在る。低い圓丘で、直径一四米五、周圍の水田より高きこと二米。内部は詳かでないが、石室は存在せぬ。隨うて古墳であるか否かは明瞭でないが、古來の口碑と附近から祀部土器の破片を出す等のことによつて、古墳の削磨したものかと思はれる。イマフルツカ 今古塚。

ビワホウシ 琵琶法師 貞享二年前田綱紀の養女蒸姫は、老臣長大隅守尙連に嫁したが、翌三年七月朔日金澤城に上つて侯に謁した時、侯は松竹檜枝及び座頭なかに都に平家を語らしめて慰めたといふことが、高島定延の菅君雜錄に在るから、當時尙平家が上流に賞玩せられたのであらう。然るに寶永六年綱紀が琵琶法師の有無を調査せしめた時には「藤澤勾當外宜敷語申座頭無之候。誠ゆんと申者十句許、助都と申者十四句許覺候而申候得共、聲不宣、其上平家の正義會而不存者共に御座候。」とあつて、この頃既に甚だしく衰頽したことが知られる。

ヒヲ 日尾 石川郡犀川庄に屬する部落。政春古兵談に、佐久間盛政が金澤城を修築した時、日尾・見定の村民三百餘人を召して堀曹請に従はしめ、後包圍して一時に之を殺したので、爾後その附近が能く治つたとある。

ヒンソンオシタテ 貧村御仕立 加賀藩が貧村を保護してその耕作力を回復せしめるを貧村御仕立といひ、かくの如き村方を改作村、監督の御扶持人十村を改作支配と稱した。賈

厩以降殊に村方困窮し、手餘り高というて、土地あるも耕作し得ざるものがあつたから、安永中此等に入百姓を命じ、寛政元年より貧村成立方御仕法によつて、特別の保護を加へ、復古米を給することとした。復古米は後に御救米といひ、御扶持人十村が貧村を巡回して之を配當した。天保八年御救米を廢し、九年から極貧の村にのみ保護を加へることとし、改作所に屬する別除米を以て之を支出した。

ヒンビョウイン 貧病院 ↓イガクカン 醫學館。

フ

フ 奉 奉行の略。寺島應養のぶく汁の咄に「御郡奉行へは村落水つき、田地へ水の押入る川に砂入敷、地元を失たる程の水損などの御詮議、道路橋梁の御詮議を初め、數々民の指かゝり憂とする處の品を豫め命ぜられ、是又御算奉へも何か僉議有之べく、御普請奉へは人家圍に川除普請早速命ぜられ、又定檢地奉杯も御呼立、入川有る分は坂留早速命ぜらるべく云々。」とある如きは是である。

フイクシヨ 撫育所 撫育所は慶應三年七月に起つた卯辰山養生所の附屬として、翌明治元年もと石川郡笠舞村にあつた撫育所即ちもとの非人小屋を移轉せしめたものである。建物は何れも八棟で、三種に區別せられてゐた。その一は株小屋で、家族を有するものを收容し、二は男小屋、三は女小屋であつた。又役員室、浴室、作業場等があり、作業場は收

容者の従事するもので、その種類により數棟に分かれた。三年二月卯辰山養生所の卯辰山貧病院となるに及び、撫育所中の大多數は解放せられ、後の小野慈善院の因を作ることになつた。上記の外別に加賀藩は、明治二年三月窮民收容の爲に、能美・石川・河北能登口郡にも各撫育所を設けたやうである。

フイゴハジメ 輪初 藩政の時、正月二日の未明から鍛冶が行うた式で、當年の仕事初である。

フイゴマツリ 輪祭 藩政の時、十一月八日を輪祭とし、鍛冶・鋳物師・白銀師などは、業を休んで酒宴を催した。

フイリ 步入 藩政の時、御藏入米たると給人知たるとに論なく、百姓はその租の一定額を一定日限に納入するを要した。步入といふのがそれである。その割合は、元禄十六年の規定では、八月十五日までに二厘五毛、同晦日までに二厘五毛、九月十五日までに三厘五毛、同晦日までに三厘五毛、十月十五日までに二厘、同晦日までに二厘、十一月十五日までに一厘五厘、同晦日までに一厘五厘、十二月二十日までに一厘八厘である。若し晩熟なる時は八月十五日の分を同晦日の分と共に上納するを許された。併し天保中から、この規定に拘らず、争うて早く上納することになつた。村肝煎は一村一月の納額を調査し、半紙の帳冊に記入して組裁許の十村に提出し、十村は一組分を一冊として改作所に提出し、それを半紙帳といふた。

フウイツ 風逸 ↓カハヒフウイツ 河合風逸。

フウキリアヒミニン 封切相見人 ↓ブン